

粗大ごみの出し方(事前申込制・有料で収集します)

Q どのようなものが粗大ごみ？

A ご家庭でご不要になったもので、長さ、または幅・奥行き・高さなどが、広げた状態でいずれか一辺でも 50 cm以上となるものは、「粗大ごみ」です。

折り畳んだり、袋に詰めたりして 50 cm未満になったとしても、可燃ごみや資源ごみとしては出せません。出されずと、ごみ収集車や処理設備が詰まり、故障する原因となりますので、必ず粗大ごみとして出してください。

Q 収集日時は？

A 毎週月曜日の午前(9時~10時30分)と木曜日の午後(1時~2時30分)に収集します(月曜日や木曜日が祝日である場合には、別の曜日に収集します)。

Q 申込方法は？

A 申込みは、お電話(075-956-2101)または庁舎窓口(2階21番)にて受け付けています。なお、1日の巡回で収集・運搬できるごみの数量には限りがございますので、申込状況によっては1週間以上お待ちいただくこともございます。お早めにお申し込みください。

Q 収集の流れは？

● 準備

*ごみを可燃ごみステーション、またはご自宅のガレージ等通行の妨げにならないところへ出してください(町が建物内へ立ち入って運び出すことはできません)。

*「有料粗大ごみ」と記した貼り紙(集合住宅にお住まいの場合はお部屋番号を併記)をしてください。

● 収集・お支払い

*当日、申込みをされたお宅へ伺い、ごみを収集・運搬します。その際、原則として立会いをいただき、その場で料金をいただきます。

*どうしてもお留守にされるという場合には、郵便受けに納付書を投函しますので、指定日までに町会計課窓口(庁舎1階1番)または納付書に記載の金融窓口にてお支払いください(コンビニATM・郵便局はご利用いただけません)。

Q 料金は？

A 粗大ごみの排出にかかる料金は、その品目や大きさなどに応じてあらかじめ定められています。詳しくは、3頁の「粗大ごみ料金表」をご覧ください。

50 cm未満に解体・切断されたものは、可燃ごみまたは資源ごみとして出してください。

*ごみの排出後、お引越等で町外へ転出される場合には、必ず立会いをお願いしています。事前に申込みをいただいても、当日ご不在であれば収集しません。また、特にお早めの申込みをお願いいたします。

*上記の方法による排出がどうしても難しい場合には、ご自身で直接乙訓環境衛生組合(クリーンプラザおとくに)へ持ち込むことも可能です(事前に町経済環境課へ申込みをしていただく必要があります。有料)。なお、ごみの収集・運搬を他者(事業者を含む)に依頼することは違法です。

*テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンは、粗大ごみとしては収集しません。これら「家電リサイクル法」に指定される品目の廃棄方法につきましては、10頁をご覧ください。

*家庭ごみであるとの申告をいただいても、客観的に見てその品目・数量などがご家庭から排出されたものであるとは判断しがたい場合には、家庭ごみとしての引取りをお断りさせていただく場合がございます。

そ の 他

動物の遺体

- ペットが亡くなったとき（犬が亡くなった場合には鑑札を返却）
ビニール袋等へ入れ、段ボール箱等へ収めて庁舎窓口（2階21番）へお持ちください。引取りには1頭につき2,120円の手数料がかかります。
- 野生動物の遺体が発見されたとき
ご自身の所有地内で発見された場合には、ビニール袋等へ入れ、段ボール箱等へ収めて庁舎窓口（2階21番）へお持ちください。公道・公園・河川敷等で発見された場合には、その正確な位置をお電話にてご連絡ください。

水銀式の温度計・体温計・血圧計等

破損した水銀式の温度計等を放置すると、水銀が気化し、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。液溜めの部分を布やラップにくるんだうえで、本体ごとケースや瓶に密封して庁舎窓口（2階21番）へお持ちください。

マイバッグを持参しましょう

令和2年7月1日よりレジ袋有料化がスタートしました。海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題に伴い、プラスチックの過剰な使用を抑制する必要があります。マイバッグを持参し、レジ袋削減にご協力ください。

消火器

消火器リサイクル推進センター（☎03-5829-6773）へご相談ください。

バイク

「廃棄二輪車取扱店」へ引取りを依頼する方法と、「指定取引場所」へご自身で持ち込む方法があります。詳しくは、公益財団法人自動車リサイクル促進センターHP（<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>）をご覧ください。

家庭ごみとしては出せません

- * 土砂・石等は、お庭等へ撒くなどしてご自身で処理をしてください。困難な場合には、購入先の小売店等へご相談ください。
- * 医療系廃棄物は、かかりつけの医院等へご返却ください。特に注射器や注射針は、ごみに混入していると作業員がケガをしたり、感染症にかかったりするおそれがあり大変危険ですので、決して出さないでください。
- * オイルヒーター、ガスボンベ、金庫、ピアノ、自動車部品燃料、バッテリー、ボタン電池・充電式電池、塗料・溶剤、薬品などの廃棄については、取扱店・販売店へご相談ください。
- * 事業活動に伴って生じたごみは「事業系廃棄物」に分類され、家庭ごみとして出すことは違法です。「一般廃棄物」の処理については、町の許可業者へ収集・運搬をご依頼ください。また、「産業廃棄物」の処理については、府の許可業者へご依頼ください。なお、ご自身で乙訓環境衛生組合へ持ち込まれる場合には、町経済環境課への届け出が必要です。